令和７年度　大阪市大正区役所庁舎内広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1. 施設の概要

（１）名称

大阪市大正区役所

（２）住所

大阪市大正区千島２丁目７番95号

（３）利用時間

月曜日～金曜日　午前９時00分～午後５時30分

ただし、一部の窓口については、

金曜日　午前９時00分～午後７時00分

第４日曜日　午前９時00分～午後５時30分

上記を除く土曜日、祝日、休日、年末年始（12月29日～１月３日）は休みです。

（４）来庁者数

約500人／日

1. 募集内容

（１）募集する広告の種類

エレベーター内壁面広告（縦594mm×横420mm）

庁舎内壁面広告（縦840mm×横594mm）

※広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。「（広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。）」

（２）募集枠数

６枠（エレベーター内壁面広告：４枠、庁舎内壁面広告：２枠）

1. 掲出場所

　　　大正区役所エレベーター内壁面及び庁舎内壁面

※広告は、大阪市が別途壁面に設置するポスターボードにより、ポスターを保護した状態で掲出します。

（４）掲出期間

　　　令和７年４月1日から令和８年３月31日までとしますが、広告掲出者の希望により掲出期間を1ヶ月単位で指定することもできます。

　　　掲出期間の詳細については、「５．（２）申込締切期限等」をご参照ください。（閉庁時も掲出期間に含まれます。）

1. 掲載できない広告

大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領第２条及び第３条の各号に該当するもの

1. 応募資格

大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領第７条の各号に該当するもの

５．申込みについて

（１）申込み方法

「大阪市大正区役所広告掲出申込書」をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、申込締切期限までに、広告原稿とともにご持参ください。

※追加で資料提出等を求めることがありますが、その際はご了承ください。

※申込みにあたっては、「大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領」を必ず参照してください。

（提出先）〒551-8501

大阪市大正区千島2－7－95　大阪市大正区役所総務課（庶務）

（２）申込締切期限等

〈月別〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 掲出月 | 申込締切期限 | 許可申請書提出期限 | 掲出期間 |
| ４月分 | 令和７年３月７日（金） | 令和７年３月14日（金） | 令和７年４月１日（火）～令和７年４月30日（水） |
| ５月分 | 令和７年４月11日（金） | 令和７年４月18日（金） | 令和７年５月１日（木）～令和７年５月31日（土） |
| ６月分 | 令和７年５月９日（金） | 令和７年５月16日（金） | 令和７年６月１日（日）～令和７年６月30日（月） |
| ７月分 | 令和７年６月13日（金） | 令和７年６月20日（金） | 令和７年７月１日（火）～令和７年７月31日（木） |
| ８月分 | 令和７年７月11日（金） | 令和７年７月18日（金） | 令和７年８月１日（金）～令和７年８月31日（日） |
| ９月分 | 令和７年８月８日（金） | 令和７年８月15日（金） | 令和７年９月１日（月）～令和７年９月30日（火） |
| 10月分 | 令和７年９月12日（金） | 令和７年９月19日（金） | 令和７年10月１日（水）～令和７年10月31日（金） |
| 11月分 | 令和７年10月10日（金） | 令和７年10月17日（金） | 令和７年11月１日（土）～令和７年11月30日（日） |
| 12月分 | 令和７年11月14日（金） | 令和７年11月21日（金） | 令和７年12月１日（月）～令和７年12月31日（水） |
| １月分 | 令和７年12月12日（金） | 令和７年12月19日（金） | 令和８年１月１日（木）～令和８年１月31日（土） |
| ２月分 | 令和８年１月９日（金） | 令和８年１月16日（金） | 令和８年２月１日（日）～令和８年２月28日（土） |
| ３月分 | 令和８年２月13日（金） | 令和８年２月20日（金） | 令和８年３月１日（日）～令和８年３月31日（火） |

先着順で申込みを受け付け、「大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領」に基づき、申込み内容を審査のうえ、広告掲載の可否を決定します。

（３）決定通知

申込みをされた方には、大阪市から掲出または非掲出の決定通知が届きます。

（４）広告掲出者の手続き

①広告掲出決定通知書を受け取られましたら、指定の期日（５．（２）申込締切期限等を参照）までに、「大阪市大正区役所広告掲出許可申請書」により広告掲出許可の申請をしていただきます。なお、掲出許可は「大阪市大正区役所広告掲出申込書」に記載された名義で行います。

②「大阪市大正区役所広告掲出許可書」を受け取られた後、納入通知書にて広告料金を納めていただきます。

③掲出する広告を指定の期日までに、大阪市大正区役所総務課（庶務）に提出していただきます。